

未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属名:水道局

頁	整理 番号	債権名	所管部署 (連絡先)
1	1	給水料	総務部お客さまサービス課(06-6616-5477)
3	2	受託工事収益(修繕費)	工務部給水課(06-6616-5480)
5	3	受託工事収益(追徴金)	工務部給水課(06-6616-5480)
7	4	手数料	工務部給水課(06-6616-5480)
9	5	給配水等破損補償金	工務部東部水道センター(06-6927-8771) 工務部西部水道センター(06-6531-9211) 工務部南部水道センター(06-6627-9511) 工務部北部水道センター(06-6391-6301)
11	18	粒状活性炭の入札談合に関する損害賠償金(元本)	総務部管財課(06-6616-5457)

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	水道	担当・事業所名	総務部お客さまサービス課	債権整理番号(3ケタ)	001	債権区分	私債権	債権名	給水料
----	----	---------	--------------	-------------	-----	------	-----	-----	-----

1. 令和5年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度ケ"	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令和3年度実績	181,817	2,281	179,536	88,121	0	90,402	49.1%	49.7%	91,415	58,759,122	58,687,985	0	58,687,985	99.9%	99.9%	71,137	99.7%	99.7%	162,552
B 令和4年度実績	162,552	▲ 721	163,273	75,931	15,035	90,245	46.5%	55.5%	72,307	56,378,103	56,314,256	0	56,314,256	99.9%	99.9%	63,847	99.7%	99.8%	136,154
C 令和5年度修正目標	136,154	0	136,154	72,298	17,155	89,453	53.1%	65.7%	46,701	55,755,765	55,692,203	0	55,692,203	99.9%	99.9%	63,562	99.8%	99.8%	110,263
D 令和5年度実績	136,154	1,123	135,031	69,942	10,907	81,972	51.8%	60.2%	54,182	58,211,707	58,154,480	0	58,154,480	99.9%	99.9%	57,227	99.8%	99.8%	111,409
E 令和6年度当初目標	110,263	0	110,263	58,550	13,893	72,443	53.1%	65.7%	37,820	60,555,120	60,486,087	0	60,486,087	99.9%	99.9%	69,033	99.8%	99.8%	106,853
F 令和6年度修正目標	111,409	0	111,409	59,158	9,915	69,073	53.1%	62.0%	42,336	62,426,880	62,364,453	0	62,364,453	99.9%	99.9%	62,427	99.8%	99.8%	104,763

(参考)未収金残高の中期目標

令和7年度末	102,959	令和8年度末	100,413	令和9年度末	99,177
--------	---------	--------	---------	--------	--------

3. 令和5年度の取組実績・課題・改善策など

令和5年度の取組実績
①受託業者に対して、各事業所単位での定例会及びお客さまサービス課との定例会にて、各事業所での取組みが、実績としてどう反映されているかの確認を行っている。 ②停水解除時には納期限を経過したすべての未納料金完納を全事業所に周知徹底し、停水の執行ができない案件については法的措置を視野に入れた督促を実施し、未収金の削減に努めている。 ③未収金回収特別チーム案件の収入は、過年度分は、調定約820万円に対し、約160万円(収入率19.1%)の回収(上下水道料金:調定約1,200万円に対し、約190万円の回収)。現年度分は完納済み。 ④建設局との課長級定例会を8月に開催し情報の共有を行い、毎月の担当者会議にて連携強化を図っている。また徴収困難になっている案件調査をし共同督促を実施した。 ⑤住民票調査及び法務局調査について、対象案件発生時に迅速に行っている。 ⑥旧使用場所における料金未納を理由とした給水停止の実績は、予告件数が243件、134件は執行前に、109件は執行し全額回収となった(過年・現年度分を含めたもの)。 ⑦滞納整理担当係長及び受託業者との定例会議においても、時効中断(更新)措置(督促記録の徹底及び債務の承認確認書の取得)の重要性を周知した。 ⑧口座振替等普及率向上に向け、お客さまより納入通知書の再発行依頼があった場合には、口座振替依頼書を同封している。(口座振替及びクレジット決済普及率:5年度3月末71.6%)
課題と改善策
【課題】 ・高額滞納案件等について、私法上の債権のため不動産や預金調査が難しく、法的措置への移行が困難なケース多いが、可能な限りの調査を行い、粘り強く債務者との交渉を行う。 【改善策】 ・企業納付能力調査等を行い、資産が確認できた際は高額滞納案件の約束不履行者に対して訴訟、支払督促を含めた法的措置等を進めて行く。

4. 令和6年度の取組内容 … 「1. 令和5年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和5年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
①未納整理業務受託業者に対して、業務の適正な履行及び徴収率の向上について指導・監督を行い、業務品質の向上に努める。 ②給水停止の執行ができない高額及び長期滞納案件に対して、事業所において、訴訟等の法的措置を視野に入れた督促を実施する。 ③高額滞納案件や複数の事業所にまたがる案件等に対して、未収金回収特別チームにおいて、訴訟等の法的措置を視野に入れた督促を実施する。 ④建設局との情報共有を図るため、担当者会議を定期的に実施し、徴収困難となっている案件の未収金回収に向け、共同督促を実施する。 ⑤住民票調査及び法務局調査を実施する。 ⑥給水契約を中止し市内に転居したお客さまに対して、旧使用場所における料金未納を理由とした新使用場所の給水停止の執行を実施する。 ⑦時効中断(更新)措置の重要性を周知し、時効年限の迫っている案件については、時効中断措置として「債務の承認確認書」を取得する。
未収金の発生抑制に向けた取組
・口座振替等普及率の向上に向けた取組みを実施する。 ・令和7年1月から、お客さま専用サイト「マイページ」において電子請求による電子決済を導入し、支払方法の選択肢を増やすことで更なるお客さまの利便性を向上する。

5. 令和5年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位: 千円)																				
分類	回収債権										整理債権								合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		残高の合計 = 上記2のD (令5実績) のケ及びケ ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)	
	滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、 各種処分に向 けて、財産調査 中 又は 行方不明等で 所在など調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中 のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得 のため法的手 続中のもの	【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取 得後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等又は分 割契約により、 分割納付中であり、 現在の分割納 付額で、10年以 内の完納見込 があるもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等又は分 割契約により、 分割納付中だが、 現在の分割納 付額では、完納 まで10年以上要 するもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等により、 債務者の資力 回復を待った り、 納付を猶予 (期限延長)して いるもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等又は分 割契約を行った が、 分割納付の履 行が滞り、 再度、納付交渉 中のもの		【強制公】 差押えを行った が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残し、回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額によ り、強制執行見 込のないもの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後 なお相続人未確 定 若しくは 相続人不存在 確定だが、停 止の判断に 至れていないもの	債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を 行っているもの	【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないもの	消滅時効期間 が経過している もの			
過年度	未収債権 の件数	0	0	3,807	0	0	89	0	0	0	3,896	0	0	361	84	17,657	0	419	18,521	22,417
	未収金 残高	0	0	11,802	0	0	7,837	0	0	0	19,639	0	0	1,856	729	29,193	0	2,765	34,543	54,182
現年度	未収債権 の件数	0	35,044	0	0	0	27	0	0	0	35,071	0	0	183	13	123	0	0	319	35,390
	未収金 残高	0	55,484	0	0	0	1,079	0	0	0	56,563	0	0	496	44	124	0	0	664	57,227

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権：(④→⑤)又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨／整理債権：{(⑩又は⑪又は(⑫→⑬)}→⑭}又は⑮→⑯

令和5年度
決算見込に
おける
債務者数

33,858
人

令和5年度決算見込における
未収債権の件数(過年度+現年度)

57,807

令和5年度決算見込における
未収金残高(過年度+現年度)
= 上記2のD(令5実績)のケ

111,409

6. 令和4年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

1 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	46.5%	-

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	99.9%	91.7%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	99.7%	-

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

※東京都及び政令指定都市(千葉市・相模原市を除く)19都市について、過年度徴収率についてはデータが無いため記載していない。現年度徴収率については令和4年度3月末の徴収率である。

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	水道	担当・事業所名	工務部給水課	債権整理番号(3ケタ)	002	債権区分	私債権	債権名	受託工事収益(修繕費)
----	----	---------	--------	-------------	-----	------	-----	-----	-------------

1. 令和5年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分										現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高	
		ア ＝前年度ケ''	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'	
A	令和3年度 実績	6	0	6	0	0	0	0.0%	0.0%	6	93	93	0	93	100.0%	100.0%	0	93.9%	93.9%	6	
B	令和4年度 実績	6	0	6	0	0	0	0.0%	0.0%	6	43	43	0	43	100.0%	100.0%	0	87.8%	87.8%	6	
C	令和5年度 修正目標	6	0	6	0	0	0	0.0%	0.0%	6	0	0	0	0	—	—	0	0.0%	0.0%	6	
D	令和5年度 実績	6	0	6	0	0	0	0.0%	0.0%	6	147	147	0	147	100.0%	100.0%	0	96.1%	96.1%	6	
E	令和6年度 当初目標	6	0	6	0	0	0	0.0%	0.0%	6	0	0	0	0	—	—	0	0.0%	0.0%	6	
F	令和6年度 修正目標	6	0	6	6	0	6	100.0%	100.0%	0	88	88	0	88	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0	

(参考)未収金残高の中期目標

令和7年度末	0	令和8年度末	0	令和9年度末	0
--------	---	--------	---	--------	---

3. 令和5年度を取組実績・課題・改善策など

令和5年度を取組実績
・徴収停止の手続きを進め、消滅時効期間経過までは年に1回程度、徴収停止の要件に変わりが無いか確認を行う。 ・債権発生直後に、速やかに徴収を行う。 ・未収金発生の場合は、調定発生の経過を説明し、速やかに督促を行う。
課題と改善策
【課題】 ・調定発生時点で、当該債権について十分な説明を行うことができなかったことが未収金の発生の要因となった。
【改善策】 ・調定発生時点での、説明と丁寧な対応を行う。

4. 令和6年度を取組内容 … 「1. 令和5年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和5年度を取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
・徴収停止の手続きを進め、消滅時効期間経過までは年に1回程度、徴収停止の要件に変わりが無いか確認を行う。 ・債権発生直後に、速やかに徴収を行う。 ・未収金発生の場合は、調定発生の経過を説明し、速やかに督促を行う。
未収金の発生抑制に向けた取組
・債権発生直後に、速やかに徴収を行う。

5. 令和5年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） …… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）																		
分類	回収債権									整理債権								合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後のもの （督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等で所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得後、強制執行中又は のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 （その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3
	未収金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6
現年度	未収債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	未収金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額のもっと大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 …… ① → ② → ③ → 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：（⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬） → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和5年度決算見込における債務者数	2	人	令和5年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）	3
			令和5年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令5実績）のケ	6

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	水道	担当・事業所名	工務部給水課	債権整理番号(3ケタ)	003	債権区分	私債権	債権名	受託工事収益(追徴金)
----	----	---------	--------	-------------	-----	------	-----	-----	-------------

1. 令和5年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	－	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

過年度分										現年度分							合計		
前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高		調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度ケ"	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)		ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ" ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク" ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ" ＝ケ＋ケ'
A 令和3年度 実績	198	0	198	0	0	0.0%	0.0%	198		9	9	0	9	100.0%	100.0%	0	4.3%	4.3%	198
B 令和4年度 実績	198	0	198	0	0	0.0%	0.0%	198		0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	198
C 令和5年度 修正目標	198	198	0	0	0	198	－	100.0%	0	198	198	0	198	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
D 令和5年度 実績	198	0	198	0	0	0	0.0%	0.0%	198	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	198
E 令和6年度 当初目標	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
F 令和6年度 修正目標	198	0	198	9	189	198	4.5%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	4.5%	100.0%	0

(参考)未収金残高の中期目標

令和7年度末	0	令和8年度末	0	令和9年度末	0
--------	---	--------	---	--------	---

3. 令和5年度を取組実績・課題・改善策など

令和5年度を取組実績
・過年度分については、債務者が工事申込者に変更となったため、全ての新債務者の意向を確認の上、変更前の債務者の調定を取り消す予定であったが、1件確認できなかったため、取り消していない。
課題と改善策
【課題】 手紙による連絡先確認を行ったが新債務者の意向確認ができない。(詳細は6年度取組内容参照)
【改善策】 所在調査、実地調査は完了しているので、粘り強く訪問していく。

4. 令和6年度を取組内容 … 「1. 令和5年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和5年度を取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
・近年、現年度としての追徴金の未収は発生していないが、発生した場合は、納付期限後は早期対応に取り組む。また、連絡が取れない債務者には現地督促等を行い、早期回収に努める。 ・過年度分について回収の見込みのない債権については徴収停止処理を行い不納欠損処理を検討していたが、令和4年度途中に債権管理・回収アドバイザーに「債権者が給水装置工事事業者で問題無いか」相談したところ、工事申込者との回答であった。 この回答時に交渉に対しての助言が有り「本件で問題となっている債権については、いずれも時効が完成してから長期間が経過しており、かつ、これまで債務者である工事申込者に対して何ら督促等をしていなかったことなどを踏まえると、今回債務者に接触するにあたっては、濫用的な権利行使であるとの批判を受けにくいよう慎重に対応する必要がある」との事であった。 よって、助言をふまえ、詳細な調査や手続きを行ったうえで、正規債務者(工事申込者)へ接触し、債権回収に取り組んでいく事としていた。よって、過年度分について、変更後の債務者(工事申込者)に新調定となるため、現年度あつかいとする。新たな債務者にはアドバイザーの助言をふまえ、納付交渉はしたものの、5件中4件から「時効の援用」の申し出があった。対象の残り1件については、納付交渉のための連絡依頼を手紙により、2回行ったが反応が無いため、手紙による訪問告知を行ったうえで、粘り強く訪問を行い、債権管理・回収アドバイザーからの助言をふまえた納付交渉を行う。
未収金の発生抑制に向けた取組
・近年、追徴金の未収は発生していないが、発生した場合は、発生経過の説明を行い、速やかな回収に努める。

5. 令和5年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

[illegible]

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権：(④→⑤)又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権：{(⑩又は⑪又は(⑫→⑬)}→⑭}又は⑮→⑯

令和5年度
決算見込に
おける
債務者数

5

人

令和5年度決算見込における
未収債権の件数(過年度+現年度)

5

令和5年度決算見込における
未収金残高(過年度+現年度)
= 上記2のD(令5実績)のケ”

198

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	水道	担当・事業所名	工務部給水課	債権整理番号(3ケタ)	004	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)	債権名	手数料
----	----	---------	--------	-------------	-----	------	---------------	-----	-----

1. 令和5年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、**百円単位を四捨五入した、千円単位の整数** ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

過年度分										現年度分							合計		
前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高		調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度ケ"	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)		ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ" ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク" ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ" ＝ケ＋ケ'
A 令和3年度 実績	63	0	63	39	0	39	61.9%	61.9%	24	10,064	10,012	0	10,012	99.5%	99.5%	52	99.2%	99.2%	76
B 令和4年度 実績	76	0	76	32	0	32	42.1%	42.1%	44	10,799	9,860	0	9,860	91.3%	91.3%	939	91.0%	91.0%	983
C 令和5年度 修正目標	983	0	983	983	0	983	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
D 令和5年度 実績	983	0	983	939	16	955	95.5%	97.2%	28	11,459	9,605	0	9,605	83.8%	83.8%	1,854	84.7%	84.9%	1,882
E 令和6年度 当初目標	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
F 令和6年度 修正目標	1,882	0	1,882	1,874	8	1,882	99.6%	100.0%	0	10,082	10,082	0	10,082	100.0%	100.0%	0	99.9%	100.0%	0

(参考)未収金残高の中期目標

令和7年度末	0	令和8年度末	0	令和9年度末	0
--------	---	--------	---	--------	---

3. 令和5年度を取組実績・課題・改善策など

令和5年度を取組実績
・現年度分と同様に、速やかに督促を行い早期回収に努める。 ・未収金を発生させない取り組みとして窓口での現金取扱いにより図面の交付を開始した。(R6.2.1～)
課題と改善策
【課題】 ・連絡が取れなくなり、その間に破産申請している場合などは、徴収不能となる。
【改善策】 ・納入期限をすぎたものは早期に督促を行い、連絡がつかないものについては直ちに法務局調査等を行い未収金の回収に努める。

4. 令和6年度を取組内容 … 「1. 令和5年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和5年度を取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
・納付期限後、一定期間が経過したものについては、納入状況を確認し、適宜督促を行う。
未収金の発生抑制に向けた取組
・納付期限後、一定期間が経過したものについては、納入状況を確認し、適宜督促を行った。 ・未収金を発生させない取り組みとして窓口での現金取扱いにより図面の交付を開始した。

5. 令和5年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） …… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

回収債権										整理債権								合計	
分類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
	滞納発生直後のもの （督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押え後、又は 【強制公】又は 【非・私】債務名義取得後、 強制執行中 又は 強制執行予定のもの	【強制公】差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】債務名義取得後、 強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
過年度未収債権の件数	0	24	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	10	0	0	10	34
過年度未収金残高	0	20	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	8	0	0	8	28
現年度未収債権の件数	0	2,472	0	0	0	0	0	0	0	2,472	0	0	0	0	0	0	0	0	2,472
現年度未収金残高	0	1,854	0	0	0	0	0	0	0	1,854	0	0	0	0	0	0	0	0	1,854

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：（⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬） → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和5年度決算見込における債務者数	1,035人	令和5年度決算見込における未収債権の件数(過年度＋現年度)	2,506
		令和5年度決算見込における未収金残高(過年度＋現年度)＝上記2のD(令5実績)のケ	1,882

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	水道	担当・事業所名	工務部水道センター (東部・西部・南部・北部の4センター分)	債権整理番号(3ケタ)	005	債権区分	私債権	債権名	給配水等破損補償金
----	----	---------	-----------------------------------	-------------	-----	------	-----	-----	-----------

1. 令和5年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

過年度分										現年度分							合計		
前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高		調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度ケ”	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)		ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’－ (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ＋ケ’
A 令和3年度 実績	12,470	▲ 490	12,960	1,234	0	744	9.5%	6.0%	11,726	27,934	23,345	0	23,345	83.6%	83.6%	4,589	60.1%	59.6%	16,315
B 令和4年度 実績	16,315	0	16,315	1,761	0	1,761	10.8%	10.8%	14,554	29,560	26,300	0	26,300	89.0%	89.0%	3,260	61.2%	61.2%	17,814
C 令和5年度 修正目標	17,814	0	17,814	3,562	0	3,562	20.0%	20.0%	14,252	26,447	23,802	0	23,802	90.0%	90.0%	2,645	61.8%	61.8%	16,897
D 令和5年度 実績	17,814	0	17,814	1,461	0	1,461	8.2%	8.2%	16,353	34,946	32,662	0	32,662	93.5%	93.5%	2,284	64.7%	64.7%	18,637
E 令和6年度 当初目標	16,897	0	16,897	3,379	0	3,379	20.0%	20.0%	13,518	27,365	24,629	0	24,629	90.0%	90.0%	2,736	63.3%	63.3%	16,254
F 令和6年度 修正目標	18,637	0	18,637	3,727	0	3,727	20.0%	20.0%	14,910	29,147	27,107	0	27,107	93.0%	93.0%	2,040	64.5%	64.5%	16,950

(参考)未収金残高の中期目標

令和7年度末	15,522	令和8年度末	15,011	令和9年度末	14,514
--------	--------	--------	--------	--------	--------

3. 令和5年度を取組実績・課題・改善策など

令和5年度を取組実績
①水道センター事務処理マニュアルの随時見直し及び補完を実施した。 ②水道センター間の対応の効率化と情報共有のため、未収金対策PT及び作業部会を開催した。 ③水道センター間の情報共有のため、担当者会議を開催した。 ④早期の請求及び督促を行い、未収金発生への抑制に努めた。 ⑤納期が過ぎているものについて、郵便及び電話による催告を実施した。 ⑥住民票調査及び法人登記調査を実施した。 ⑦上記調査により所在が確認できないものについて、現地調査を実施した。 ⑧未収金に対して不服を申し立てる者に対して、根拠や請求内容を再度説明し、支払いを促した。 ⑨他都市に請求先があり、連絡がつかない場合でも、可能な限り請求先への訪問督促をした。 ⑩債権管理・回収研修会基礎編、発展編、ケーススタディに参加し、担当者の知識の向上に努めた。 ⑪他都市調査の結果内容を分析し、債権発生を抑制する仕組みを検討した。 ⑫キントーンを活用して、水道センター間で第三者破損管理台帳の情報共有を行った。 ⑬徴収停止や支払い督促等の法的手続きに向けた破損補償金バージョンのマニュアルを検討し作成した。
課題と改善策
【課題】 ①郵便は到達するものの応答がない、呼び出し音が鳴るものの電話に応答しないなど、相手方との接触が困難な案件が存在した。 ②水道センター間で、同一業者の未収金情報の共有ができていないことがある。 ③請求先住所が大阪市内に限定されないため現地督促が行いにくい。 ④市外や府外など遠隔地への現場督促は費用対効果がでない。 ⑤督促中に所在不明となる。 【改善策】 ①住民票調査及び法務局調査の実施、現地調査等により相手方への催告に努める。 ②キントーンを活用して、水道センター間で第三者破損管理台帳の情報共有を行い、共同督促や催告書発送、公用請求事務の効率化を進めている。 ③4センター間に跨る同一債務者について、定めた担当センターにより、集中的な督促・徴収を行うことで、効率的かつ効果的な回収を図る。 ④徴収停止及び財産調査や支払督促等法的措置を実施し、効率的な徴収を図るとともに、費用対効果を踏まえた徴収停止や債権放棄に向けた債権整理の事務手続きを進めていく。

4. 令和6年度を取組内容 … 「1. 令和5年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和5年度を取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
①水道センター事務処理マニュアルの随時見直し及び補完の実施。 ②水道センター間の対応の効率化と情報共有のため、継続して未収金対策PT及び作業部会を開催する。 ③水道センター間の情報共有のため、担当者会議を開催する。 ④早期の請求及び督促を行い、未収金発生への抑制に努める。 ⑤納期が過ぎているものについて、郵便及び電話による催告を実施する。 ⑥住民票調査及び法人登記調査を実施する。 ⑦上記調査により所在が確認できないものについて、現地調査を実施する。 ⑧未収金に対して不服を申し立てる者に対して、根拠や請求内容を再度説明し、支払いを促す。 ⑨他都市に請求先があり、連絡がつかない場合でも、可能な限り請求先への訪問督促をする。 ⑩債権管理・回収研修会基礎編、発展編、ケーススタディに参加し、担当者の知識の向上に努める。 ⑪キントーンを活用して、水道センター間で第三者破損管理台帳の情報共有を行う。 ⑫4センター間に跨る同一債務者について、定めた担当センターにより、集中的な督促・徴収を行うことで、効率的かつ効果的な回収を図る。 ⑬作成したマニュアルに基づき、徴収停止及び財産調査や支払い督促等法的措置を実施し、効率的な徴収を図るとともに、費用対効果を踏まえた徴収停止や債権放棄に向けた債権整理の事務手続きを進めていく。
未収金の発生抑制に向けた取組
・債権発生が抑制できる仕組において、当面の対応として、現行制度下でも債務者から着実に回収するための、破損者への応対方法等について、職員や委託業者が具体的に行動できるよう、既存のマニュアルの修正に速やかに取り組み、その運用を徹底する。 ・債権発生が抑制できる仕組において、制度変更面での対応として、破損者が指定工事店にも修繕を依頼できる制度等への見直しについて、関係課や法務担当と協議し構築のうえ運用していく。

5. 令和5年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計	
	① 滞納発生直後の もの (督促状未送付 のもの)	② 督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中の もの	③ 督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等所在 など調査中又は 個人債務者が死 亡したため、相 続人間調査中の もの	④ 【強制公】差押 手続中のもの 又は 交付要求中の もの	⑤ 【強制公】差押 え後、換価手続 中又は 換価予定のもの 【非・私】債務 名義の取得後、 強制執行中又は 強制執行予定 のもの	⑥ 換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分割納付 により、分割納 付中であり、現 在の分割納付額 で、10年以内の 完納見込がある もの	⑦ 換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分割納付 により、分割納 付中であり、現 在の分割納付額 では、完納まで 10年以上要する もの	⑧ 換価猶予等又は 履行延期の特約 等により、債務 者の資力回復を 待ったため、納 付を猶予(期限延 長)しているもの	⑨ 換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分割納付 を行ったが、分 割納付の履行が 滞り、再度、納 付交渉中のもの	⑩ 【強制公】差押 えを行ったが、 換価見込のない もの 又は 換価済だが、未 収金が残る、回 収見込みがない もの 【非・私】債務 名義を取得した が、債務者の財 産少額により、 強制執行見込 のないもの	⑪ 所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人間調査後 なお相続人未確 定 若しくは 相続人不存在確 定だが、停止の 判断に至れてい ないもの	⑫ 債務者の代理人 から債務整理の 委任通知が届い ているもの又は 債務者が破産手 続中のもの	⑬ 債務者が破産 免責決定を受け たもの	⑭ 【強制公】法に 基づく滞納処分 の停止の決議を 行っているもの 【非・私】法に 基づく徴収停止 の決議を行って いるもの	⑮ 【強制公】債務 者が生活困窮中 だが、債権の特 性上、停止の決 議を行えないも の 【非・私】債務 者が無資力だが 、納付交渉に応 じず、履行延期 の特約等を行え ないもの	⑯ 消滅時効期間が 経過しているも の		残高の合計 ＝ 上記2のD (令5実績)の ケ及びゲ ※ 残高の数字 の一致を確認 の上、提出。 ただし四捨五 入に伴う不 一致の場合は 除く。(その 場合は、不 一致となっ た合計欄の セルを黄色 く塗りつぶ して提出)
過年度未収債権の件数	0	560	27	0	0	0	0	0	587	0	0	2	0	42	0	0	44	
過年度未収金残高	0	14,807	608	0	0	0	0	0	15,415	0	0	19	0	919	0	0	938	16,353
現年度未収債権の件数	0	62	0	0	0	0	0	0	62	0	0	0	0	0	0	0	0	62
現年度未収金残高	0	2,284	0	0	0	0	0	0	2,284	0	0	0	0	0	0	0	0	2,284

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: ④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

令和5年度
決算見込に
おける
債務者数

611

人

令和5年度決算見込における
未収債権の件数(過年度+現年度)

令和5年度決算見込における
未収金残高(過年度+現年度)
＝ 上記2のD(「令5実績」のケ)

693

18,637

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	水道	担当・事業所名	総務部管財課	債権整理番号(3ケタ)	018	債権区分	私債権	債権名	粒状活性炭の入札談合に関する損害賠償金(元本)
----	----	---------	--------	-------------	-----	------	-----	-----	-------------------------

1. 令和5年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度		合計(過年度＋現年度)	
-----	----	-----	--	-------------	--

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度ケ'	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令和3年度 実績	0	0				0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
B 令和4年度 実績	0	0				0	－	－	0	146,007	34,769	0	34,769	23.8%	23.8%	111,238	23.8%	23.8%	111,238
C 令和5年度 修正目標	111,238	111,238	0	0	0	111,238	－	100.0%	0				0	－	－	0	－	100.0%	0
D 令和5年度 実績	111,238	0	111,238	0	0	0	0.0%	0.0%	111,238	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	111,238
E 令和6年度 当初目標	0	0	0	0	0	0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
F 令和6年度 修正目標	111,238	0	111,238	0	0	0	0.0%	0.0%	111,238	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	111,238

(参考)未収金残高の中期目標

令和7年度末	0	令和8年度末	0	令和9年度末	0
--------	---	--------	---	--------	---

3. 令和5年度を取組実績・課題・改善策など

令和5年度を取組実績
(1) 談合に関与した事業者へ民法第709条(不法行為による損害賠償)及び第719条第1項(共同不法行為者の責任)に基づき、一括して損害賠償請求を行った。 (2) 本市契約事業者(物品買入契約書第17条第1項第2号(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)に基づく請求)※本市契約4件について、それぞれの損害金を契約相手方4者へ個別に請求 その後、談合行為者及び請求に応じない契約相手方に対する損害賠償請求訴訟を提起すべく令和4年9月28日付けで議会の承認を受け、11月18日に提訴。
課題と改善策
【課題】 ・他都市の裁判の進捗状況、回収状況を随時確認しながら必要に応じた対応をしていく。 【改善策】 ・当面は本件賠償請求訴訟が係属中となるため、本市の債権管理について適切に対応していきたい。

4. 令和6年度を取組内容 … 「1. 令和5年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和5年度を取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
前年度から引き続き、(1)及び(2)の係属中の訴訟について、不法行為により受けた損額額の回収を最優先に代理人との調整を図る。
未収金の発生抑制に向けた取組
・公正取引委員会の動きを注視し、同様の違反行為が生じた際は、早期に法務担当との調整を踏まえて提訴等を検討する。 ・物品買入契約書の規定について、契約管財局と調整のうえ、より明確な表現に改める等の改善を図る。

5. 令和5年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

回収債権																				整理債権								合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
①																				②																				③																				④																				⑤																				⑥																				⑦																				⑧																				⑨																				⑩																				⑪																				⑫																				⑬																				⑭																				⑮																				⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
分類																				滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)																				督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの																				督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等で所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの																				【強制公】 差押え後、換価手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得後、 相続人調査中のもの																				【強制公】 差押え後、換価手続中のもの 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義取得後、 強制執行中又は 強制執行予定のもの																				換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの																				換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの																				換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の責力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの																				換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの																				【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの																				所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの																				債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は 債務者が破産手続中のもの																				債務者が破産免責決定を受けたもの																				【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの																				【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの																				消滅時効期間が経過しているもの																				残高の合計 ＝ 上記2のD (令和実績) のケ及びヘ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和5年度 決算見込に おける 債務者数	3 人	令和5年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	3
		令和5年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のD(令5実績)のケ	111,238

6. 令和4年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	—		現年度徴収率	23.8%		合計(過年度+現年度)徴収率	23.8%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

本件未収金につきましては、「談合による債権発生」という性質上、空白しております。